

# 秦漢時代の戸籍と個別人身支配

——本籍地に関する考察——

劉 欣 寧

【要約】 戸籍制度には、個別人身支配の手段として、人間を土地に繋げて把握するという特徴が看取できる。本稿は新出簡牘を利用して本籍地について考察を行い、秦漢時代の支配形態の一端を論述した。まず、本籍地が身元表記とされていた理由は、本籍地に保存される記録に繋がるためだと考えられる。つまり、統治のために必要な個人情報の本籍地に集中する仕組みがあり、その人の本籍地さえ解れば、文書一通でかれの履歴を獲得することができたからである。さらに、伝の申請手続きに示されるように、個人情報を保管するのは主として本籍のある郷であったが、県もそれを検校することができた。一方里は文書と無関係にあり、別的手段で民を把握していた。最後に、刑徒の身元表記から考察した結果、刑徒には本籍地がなかったことが解った。戸籍は里に居住する人々を対象に編成されたものであり、刑徒は里から追い出されたため、戸籍からも消し去る必要があったからである。

史林 九五巻六号 二〇二二年二月

## はじめに

中国においては、『商君書』境内に「四境の内、丈夫・女子・皆名・上に有り、生まるれば著し、死ぬれば削ずる」とあるように、戸籍制度の成立を契機に個別人身支配が完成されたと言われている。戦国晩期に開始した戸籍制度は、秦漢時代にその最初の成熟期に入ったので、秦漢時代はその原初形態について観察するのに最も適切な時期と言える。そもそも

秦漢時代において一人一人に対する支配がどのようにしてどの程度まで実行されていたのであろうか。本稿では本籍地という戸籍制度特有の概念を中心に、その実態を明らかにしてみたい。

近年、出土史料が豊富になり、秦漢の戸籍制度にかんする研究が蓄積されているものの、出土史料の中ではほぼ戸律や戸口簿しか利用されていない。本稿は制度そのものに止まらず、制度を通した支配の様相を具体的に復元したいため、文書の利用も試みる。二〇一年に長く待望されていた二種の簡牘が一部公開されている。一つは甘肅省金塔県から出土した漢の辺境における肩水金閼の文書であり、もう一つは湖南省里耶鎮から出土した秦（統一前後を跨がり）の洞庭郡遷陵県の文書である。この二種の新出簡牘も取り上げる。<sup>①</sup>

① 『肩水金閼漢簡（壹）』（中西書局、二〇一年）。『里耶秦簡（壹）』

（文物出版社、二〇一年）。両者とも五冊に分けて出版される予定

である。また陳偉編『里耶秦簡牘校釈（第一卷）』（武漢大学出版社、

二〇二年）は文字釈読や簡牘接合について『里耶秦簡（壹）』に対し修正を加えた。本稿が引用する里耶秦簡は『里耶秦簡牘校釈（第一卷）』に従っている。

## 一 身元表示としての本籍地

周知のように、秦漢時代においては「名事里」、つまり名前・爵位などの身分・本籍地という三者が個人の身元表記に用いられていた。また、本籍地表記には主として県・里が挙げられたため、「名県爵里」ともいう。最もよく知られた例として「茂陵顯武里大夫司馬遷」（『史記索隱』太史公自序引『博物志』）がある。爵位などの身分は個人の権利義務と深く関わっており、<sup>①</sup>明示すべきものであったが、その一方でなぜ本籍地も身元表記として欠かせない要素であったのか。確かに出身地で個人を表記するのは古来の慣習ではあるのだが、とはいえ行政上重要視されていた理由は別のところに求めらるべきだと考えられる。とりわけ里まで明記しなければならないことは、注意すべきことであろう。

世界的な視点からすれば、「本籍地」というものは、戸籍制度独特の概念とみて間違いない。戸籍制度は東アジアにしか存在しないと言われており、西洋の身分登録制度とは対照的なものである。<sup>②</sup>身分登録制度においては、出生・結婚・

死亡は独立して登録されており、個人情報を一括して把握することは難しい。とくに出生・結婚・死亡が異なる地点で起こった場合は、それぞれ別個に現地の行政官庁において登録されてしまうため、調べようとしても調べる術がない。一方、戸籍制度においては本籍地という概念が存在する。個人情報は本籍地に集中されるため、本籍地の行政官庁さえ調べればすべてが明らかになる。つまり、戸籍制度は、地域を以て個人を把握するということに特色がある。しかし、それは決して人間の移動を制限することのみを意味するわけではない。むしろ逆に、人間が移動する場合こそ、本籍地の役割は最大限に発揮されるのであろう。

本籍地のこのような情報集中管理の役割は、戸籍制度が創設されて間もない秦漢時代においてすでに確認できる。それは本籍地が身元表記に用いられた原因を示唆していると思われる。以下論証してみたい。

(一)

戸籍制度の成立にともない、民の把握方法は血縁から地縁へ転換されたとされている<sup>③</sup>。戸籍は居住地に従って編纂されたものであり、就学・仕官・服役などで一時的に本籍地を離れた場合を除けば、秦漢時代には本籍地は大抵居住地と一致していた。移住の際には「徙数」という戸籍〔数〕・「名数」とも云う）の移転が行われる。それは本人の申し出から始まり、受理した官吏は次のような手続きを進める。

有移徙者、輒移戸及年籍爵細<sup>⑤</sup>、並封。留弗移、移不並封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩、數在所正典弗告、與同罪。（二年律令〕328-329）

住居を移す者があれば、そのたびに戸籍と年籍・爵の詳細を徙った所に移送し、あわせて印で封じる。それを留めて移送しなかったり、移送しても封をしていないとき、及び実際に名数を徙さないことが十日に達すれば、いずれも罰金四兩。名数の在る所の正や典が告さなければ、与同罪<sup>⑥</sup>。

戸籍のみならず、年齢や爵位に関する名籍も、厳密な手続きを経て、新しい本籍地に移転されなければならないことが窺える。そうすれば、個人情報ばらばらにならず、常に現在の本籍地において完全に掌握されることになる。こうした制度は本籍地の行政官庁にとっては、管理下の民を支配するのに非常に有用なものであったに違いない。また、他の行政官庁も、個人情報が必要な場合には、本籍地の行政官庁に問い合わせれば簡単に手に入れることができる。睡虎地秦簡「封診式」に格好の例がある。

有鞫 敢告某縣主、男子某有鞫、辭曰、「士五(伍)、居某里。」可(何) 定名事里、所坐論云可(何)、可(何) 罪赦、或覆問母(無) 有。遣識者、以律封守、當騰、騰皆爲報、敢告主。(「封診式」6-7)

有鞫 某県の責任者に通達します。男子の某は審理を受け、「士伍で某里に居る」と供述しました。彼の名前・身分・本籍地は何か、かつていかなる罪に坐したか、いかなる罪が赦免されたか、あるいは犯罪調査を受けたことがあるか。知っている者を派遣して律の規定通り資産や家族を差し押さえて下さい。書き写したのち、すべて返答して下さい。以上通達します。

これは「男子某」を審理するために、「某縣」すなわち彼の本籍がある県に照会を請求する文書である。彭浩氏・宮宅潔氏に提示されるように、裁判は告発を受理した県廷を審理機関とし、それは必ずしも犯罪の発生地や被疑者の本籍地にあるわけではない(「発覚地点主義」<sup>⑦</sup>)。従って本籍地に照会する必要がある。さらに、単なる身元確認にとどまらず、刑の軽重に影響を与える諸条件を確認しておくことが照会の主要な目的であると、初山明氏が指摘している。「封診式」における同類の書式を整理すると、必要に応じて照会される項目には次のものがある。<sup>⑧</sup>

一、可(何) 定名事里…名前・身分・本籍地は何と定められるか  
一、所坐論云可(何)…いかなる罪に坐したか

一、可(何) 罪赦…いかなる罪を赦免されたか

一、覆問母(無) 有…犯罪調査を受けたことがあるか<sup>⑩</sup>

一、幾籍亡・いくたび逃亡したことが記録されたか

一、亡及通事各幾可（何）日・逃亡および徭役を逃れることは各々幾日か

一、甲賞（嘗）身免丙復臣之不殿（也）・甲はかつて丙を放免してまた臣としたか

ここから、本籍地が掌握する個人情報、名前・年齢・爵位などの基本資料を大幅に超えるものであった、ということが解る。犯罪・審理・赦免・逃亡・徭役および身分変更の履歴がすべて本籍地に求めることができるということは、それらは本籍地で管理されているということである。言い換えると、本籍地に膨大なデータベースがあると云つてよい。当人の本籍地さえ解れば、データベースに連結する手段が獲得できる。だからこそ、本籍地は身元表示として不可欠なものなのではないのだろうか。

(二)

ただし、なぜ本籍地がこうした個人情報を保有するのかという点については、なお疑問が残る。逃亡と徭役の履歴については、確かに本籍所属の行政官庁が知らないわけがない。その一方、裁判関係の履歴はそうではない。前述した「発覚地点主義」によると、審理機関は必ずしも被疑者の本籍地と一致しない。従つて、裁判記録は必ずしも本籍地に保存されるわけではない。本籍地に照会しても、裁判履歴が解らない、もしくは一部分しか解らないことがあつたかもしれない。ところが、過去の裁判履歴が量刑に影響する以上、不完全な履歴にしたがうことは考えられない。完全な履歴を手に入れるため、すべての審理機関へ当人のことを逐一問い合わせるということにはまずありえない。こうした理由から、本籍地に  
ある情報は完全なものであり、本籍地にだけ照会すれば事足りたのではないかと推測される。

そしてそれを実現するために、「裁判記録を本籍地に集中させる仕組み」があつたはずである。審理機関はただ一方的に本籍地に情報を請求するのみならず、裁判結果も本籍地に通達すべきであつたと考えられる。その証拠は辺境の居延漢

簡から得られる。

張掖郡肩水庾候官本始三年獄計

坐從軍假工官

田卒淮陽郡萊商里高奉親

已移家在所 (293・7)

これは漢宣帝本始三年（前七一年）の張掖郡肩水庾候官の「獄計」である。「某年獄計」という形からすれば、「獄計」とは訴訟に関する逐年的記録のようである。田卒として勤務している淮陽郡萊商里出身の高奉親は「從軍假工官」云々（おそらく物品の借貸をめぐるトラブル）の罪に問われているが、残念ながら断簡のため裁判の結果は不明である。最後の「已移家在所」はやや理解に苦しむ。「すでに家の在るところに移した」と訳しうるが、そもそも何を移したのだろうか。高奉親本人の身柄が送られたということは、服役中の田卒の場合であるから考えがたい。漢簡において、文書用語としての「移」はおおよそ文書伝達の意味であり、統属関係にない横の連繋で使われている。従って、家の在るところに移したのは、他ならぬこの「獄計」であろう。つまり、高奉親に関わる「本始三年獄計」は、すでに彼の本籍地に通達したということを目指す。身柄や事件発生地は本籍地から遠く離れていても、本籍地はその犯罪履歴を漏れなく確実に把握していたと言つてよい。

「獄計」の例は江蘇邗江胡場五号漢墓から出土した簡牘にも見える。

卅七年十二月丙子朔辛卯、廣陵宮司空長前、丞□敢告土主。廣陵石里男子王奉世有獄事、事已、復故郡鄉里、遣自致、移指穴卅八年獄計、承書從事、如律令。

（広陵廣王）四十七年（前七一年）十二月丙子朔辛卯（十六日）、広陵宮司空長の前、丞の□が地下の責任者に通達します。広陵石里の男子王奉世には獄事がありました、すでに完結したので、元の郡郷里に戻ります。自ら赴かせます。四十八年の獄計を地下に送ります。文書を受け取つたら律令の通りに取り扱って頂きたい。

これは現世の文書を擬制した冥界宛の文書である。「廣陵石里男子王奉世」は墓主であるため、宛先の「土主」はその死

後の本籍地の官吏と理解しても差し支えない。「有獄事」とは裁判に関与することを指し、発信者の「廣陵宮司空長前」等はその裁判の担当者であったかもしれない<sup>15</sup>。墓主の裁判がすでに完結し、故郷に戻ることができることを本籍地に知らせるとともに、相関する「卅八年獄計」を本籍地に送るといふ旨の簡である。考古調査により実際に墓主は死に至る刑罰を受けた可能性が高いが<sup>16</sup>、この文書では「有獄事、事已」という曖昧な、ないしは虚偽の表現を使うことで、墓主が潔白人人として冥界に赴くかのように仕立てているらしい。いずれにせよ、現世において裁判の結果は「獄計」で本籍地に通達すべきであったことがその背景にはあるであろう。

要するに、裁判記録に関して、各官庁間には情報の流通・累積・共有のシステムが構築されており、本籍地はまさにそのかなめの地位を占めていたのである。それは文書行政が発達していた秦漢帝国ならではのシステムと言えよう。

## (三)

さて、本籍地に送られた裁判記録は、編纂されて名籍のかたちに仕立てられたと思われる。しかし、「本籍地」という言い方は漠然としすぎており、実際に地方行政には郡・県・郷・里の行政官庁があった。そもそもこのような名籍を扱っていたのは、どのレベルの行政官庁であろうか。近年、「二年律令」などの公表により、戸籍は郷で作成され保存されるという説がほぼ定着してきた。また、前掲した「封診式」には郷宛ての文書がある。

● 丞某告某郷主。男子丙有鞫、辭曰、「某里士五（伍）甲臣。」其定名事里、所坐論云可（何）、可（何）罪赦、或覆問毋（無）有、甲賞（嘗）身免丙復臣之不殿（也）。以律封守之、到以書言。（「封診式」38-41）

● 丞某が某郷の責任者に通達します。男子の丙は審理をうけ、「某里の士伍の甲の臣である」と供述しました。彼の名前・身分・本籍地は何か、いかなる罪に坐したか、いかなる罪が赦免されたか、あるいは犯罪調査を受けたことがあるか、甲はかつて丙を放免してまた臣としたか。律の規定通り資産や家族を差し押さえて下さい。到着したら文書で返答して下さい。

初山氏は、被疑者の本籍が自県にある場合、および他県から照会を受けた場合、県は管轄下の該当する郷に上掲の文書を送り照会を行った、すなわち戸籍や諸記録を把握しているのは県ではなく郷であったと述べている。<sup>⑦</sup>ここから、「獄計」などの文書は本籍所在の郷まで送達されて整理されていたと考えてよい。『後漢書』百官志によると、郷の責任者である有秩か嗇夫の職責は「民の善悪を知り、役の先後を爲し、民の貧富を知り、賦の多少を爲し、其の産品を平かにするを主る」ことにある。貧富の程度や賦役への服役についてはそれぞれ対応する名籍があり、「善悪」の根拠となるものとは郷に所蔵される裁判関係の名籍であったに相違ない。

ただし、「二年律令」に見るとおり、郷は年ごとに簿籍の副本を県廷に提出しなければならなかった。

民宅圖・戸籍・年細籍・田比地籍・田合籍・田租籍、謹副上縣廷、皆以篋若匣匱盛、緘閉、以令若丞・官嗇夫印封、獨別爲府、封府戸。節（即）有當治爲者、令史・吏主者完封奏令若丞印、嗇夫發、即祿治爲、□□已、輒復緘閉封臧（臧）、不從律者罰金各四兩。

〔「二年律令」331-333〕

民の宅圖・戸籍・年細籍・田比地籍・田合籍・田租籍は、謹んで副本を作つて県廷に提出し、いずれも篋もしくは匣匱に収め、ひもをかけて封じ、令もしくは丞の印と官嗇夫の印とで封印し、別個に文書蔵を作り、その扉を封印する。もし取り扱うべきことがあれば、令史・吏の担当者が封をしたままで、令もしくは丞の印があることを報告し、嗇夫が開封し、共同で行う。そのことが終われば、そのたびごとにまたひもをかけて封をして、収蔵する。律に従わなければ、罰金四兩。

裁判関係の名籍も県廷に呈上するものとおぼしい。最近公表した里耶秦簡にはそれらしきものが見られる。

戸曹計錄 郷戸計 繇計 器計 租質計 田提封計 繫計 鞠計 凡七計（8488）

県の戸曹に七つの「計錄」がある。胡平生氏は、これらはすべて郷吏が各種の名籍をもとに集計し報告したものであると推測している。<sup>⑧</sup>その中に「鞠計」が含まれていることに注目したい。『說文解字』韋部に「鞠、猶治舉人也」とある。鞠は審理・裁判という意味であるため、「鞠計」はおそらく裁判の記録ないしは記録に基づいた統計であろう。県廷には裁



判を担当する「獄」があり、むろん裁判記録があったが、それが戸曹に保管されていたはずはない。戸曹における鞠計はやはり管轄下における人々の裁判に関するものと考えるべきであろう。

次の一例は、すなわち郷が県の戸曹へ郷民の裁判記録を報告するものであるらしい。

□ 枳郷守糾敢言【言】 □ 【之】、遷陵移佐士五(伍) 枳郷里居坐謀□

□ 署其犯濫【爲】 □ 非年月日、不可以定課、今寫論報

□ 書謁告【遷】 □ 陵、具署居犯濫爲非日為報

□ 主戸發、敢言之 □ 六月己酉、枳郷守糾敢言之、謁

□ 五年十二月 □ 辛酉朔庚午、枳郷守定(8746正+81588正)

……枳郷守の糾が申し上げます。遷陵が移した文書には、「佐であり士五である枳郷里の居が謀……に坐する件、その犯行を犯した年月日は記入(していない)ため、勤務評定を定めることができない。今すぐ写して遷陵に報告せよ。居の犯行した日をつぶさに記入して返答せよ。……主戸が開封する(と指定せよ)」と。以上申し上げます。六月己酉、枳郷守の糾が申し上げます。……五年十二月辛酉朔庚午(十日)、枳郷守の定……

断片で不明なところが多いが、恐らく郷が提出した名籍には当郷の居という人の犯行日時が漏れており、それを県に指摘された郷が県に再報告するという経緯の文書であろう。「主戸發」から判断すれば、郷が発信した文書の宛先は戸曹であった<sup>⑩</sup>。とすると、このような記録は戸曹の「鞠計」に入るのではないか。「不可以定課」というのも注目に値する。里耶秦簡における「司空曹計録」(81488)と「司空課志」(81489)、「倉曹計録」(81481)と「倉課志」(81486)によれば、県では部門ごとに「計録」と「課志」があったようである。「戸課志」も今のところ見当たらないだけだと考えられる。「計録」が簿籍の集計であれば、「課志」は「計録」に基づいた勤務評定の記録であろう。郷が提出した簿籍は完全なものではないと、勤務評定も定められないため、情報源である郷に確認しなければならない。以上のことから、郷の簿籍↓戸曹

の計録↓戸曹の課志というルートが再現できる。

しかし別の観点から言うと、県がつねに郷から名籍を送られるのであれば、なぜ「封診式」のように郷に照会する必要があるのだろうか、という疑問が生じる。胡平生氏は上掲の「二年律令」に基づき、「戸籍資料は県廷に提出されたあと、厳密に封印され保管される。調べたり使ったりする手続きが煩雑なので、一般の官吏にとつては実にご利用し難い。思い切つて下級の郷吏に、郷に保存される文書を直に照合せよと指示した方が便利である」と指摘している。加えて、県に提出した後に変更が加えられるかもしれない場合を考慮すれば、郷こそ最新の記録を把握しており、慎重を期すために郷に照合すべきだったのであろうと考えられる。つまり、名籍を利用した支配体制において、情報の中核として活躍していたのは郷であるが、県も名籍を確実に把握していた。それに対し、郷の下の里は名籍の管理に関与していなかったのである。

ちなみに、最初に述べたとおり、身元表示における本籍地は県里で示されている。もし郷が戸籍を把握するのに最も重要な官庁であったなら、なぜ郷名を省くことができるのだろうか。この理由から戸籍が郷で編纂されたことを否定する研究者さえいる。後述するように、戸籍は里に生活するものを対象として編纂されたものであり、そのため里名は欠かせないものであった。しかしそれだけではなく、本籍地表示の目的はそれが個人情報データベースに繋がる手がかりであったとすでに論じたが、それに対して里名の提示はインデックスの役割を果たすのではないか。『漢書』百官公卿表・地理志における成帝期の資料で概算すれば、平均して郷ごとに一八四七戸、九千人がいる。里名を提示しないと、同姓同名の人違いが避けられないし、名簿の検索も大変だと言わざるをえない。その一方、県名が提示されれば所属の郡も解るように、一県の範囲でも、里名が提示されれば所属の郷が解る。そのため「県里」のみ提示するのは、最も効率的で不都合が生じない方法なのである。里耶秦簡に「無應(應)此里人名者(この里の人名に合致する者なし)」(88)とあり、名籍の中にある里の範囲で人名を調べている役人の姿が見える。何にせよ、身元表示の形式のみから地方官庁の役割分担を推論することは適切ではない。節を改めて官庁の役割について考察してみよう。

- ① 爵位にともなう権利に関しては、西嶋定生の論考が今なお参考に値する。西嶋定生「二十等爵制の機能——とくに民爵について——」（同氏『中国古代帝国の形成と構造——二十等爵制の研究——』東京大学出版会、一九六一年。また『二年律令』の公表後（二〇〇一年）にも多くの研究が為されている。例えば宮宅潔「漢初の二十等爵制——民爵に附帯する特権とその継承——」（富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年）など。
- ② 身分登録制度については比較家族史学会監修、利谷信義・平松紘・鎌田浩編集『戸籍と身分登録』（早稲田大学出版部、一九九六年）を参照。
- ③ 杜正勝『編戸齊民——伝統政治社会結構之形成』（聯経出版事業公司、一九九〇年）第一章を参照。
- ④ 睡虎地秦簡「法律答問」[25]簡「甲徙居、徙數、謁吏、吏環、弗爲更籍。今甲有耐・贖罪、問吏可（何）論。耐以上、當贖二甲」によると、「徙居」は住居を移すこと、「徙數」は戸籍を移すことという使い分けがあると考えられる。また徙數は本人で吏へ出頭して行う手続きであったことが解る。『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）。
- ⑤ 陳劍はこの「細」が「紬」と釈すべきだと指摘しているが、「紬」は今のところ理解し難いため原釈を採用している。ただし文例からこの字は簿籍の意味のはずだという発想は傾聴に値する。陳劍「說秦漢簡札記三篇」（『出土文獻与古文字研究（第四輯）』上海古籍出版社、二〇一一年）。
- ⑥ 『二年律令』の釈文は原則として彭浩・陳偉・工藤元男編『二年律令与秦讞書 張家山二四七号漢墓出土法律文獻釈詁』（上海古籍出版社、二〇〇七年）に従っており、翻訳は主に富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇』（朋友書店、二〇〇六年）を参照している。
- ⑦ 彭浩「談《秦讞書》中秦代和東周時期的案例」（『文物』一九九五—三）。宮宅潔「秦漢時代の裁判制度——張家山漢簡《秦讞書》より見た——」（『史林』八一—二、一九九八年）。
- ⑧ 初山明「秦の裁判制度の復元」（林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年）、秦漢時代の刑事訴訟（同氏『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版会、二〇〇六年）。
- ⑨ 睡虎地秦簡「封診式」67「有鞫」13-14「覆」37-41「告田」42-45「黥妾」を参照。
- ⑩ 「覆問」の解釈は初山明「秦の裁判制度の復元」に従っている。
- ⑪ 「漢書」地理志によれば淮陽郡には萊県がないため、陳直は萊が苦の誤写と指摘している。陳直「居延漢簡解要」（『居延漢簡研究』中華書局、二〇〇九年）。
- ⑫ 角谷常子「中国古代下達文書の書式」（『前帛研究』二〇〇七）、広西師範大学出版社、二〇一〇年）。
- ⑬ 「肩水庾候官」は「肩水候官」と「庾候官」（383・140）のことか。「肩水庾候官」が審理機関として、それとも勤務機関として本籍地に「獄計」を送達したのかについては、さしあたり結論が出ていない。甲渠候官に獄がなかったことは佐原康夫氏に指摘されているが、肩水金閼簡「水候官獄至九月己卯肩水都」（73E[T7102]）によれば肩水候官には獄があったのであろう。佐原康夫「居延漢簡に見える官吏の処罰」（『東洋史研究』五六—三、一九九七年）。
- ⑭ 「主」の解釈については藤取祐司「秦漢時代公文書の下達形態」（『立命館東洋史学』三二、二〇〇八年）を参照。
- ⑮ 漢代の県には獄司空があり、獄のことを掌る。「漢官儀」綏和元年、罷御史大夫官、法周制、初置司空。議者又以縣道官獄司空、故覆加大、爲大司空、亦所以別大小之文。」

⑬ 「江蘇邗江胡塲五号漢墓」(「文物」一九八一—二)。

⑭ 初山注⑧前掲論文。

⑮ 胡平生「新出漢簡戶口簿籍研究」(「出土文獻研究(第十輯)」中華書局、二〇〇二年)。

⑯ 里耶秦簡の他の用例を照合すれば、「署主戸發」であった可能性が高い。これは開封者指定の意味だと指摘されている。初山明「湖南龍山里耶秦簡概述」(同氏前掲「中国古代訴訟制度の研究」、高村武幸「発く」と「発る」——簡牘の文書送付に関する語句の理解と関連して——)、「古代文化」六十一—四、二〇〇九年)を参照。

## 二 本籍地発行の証明文書

秦漢帝国においては、人々は無断で居住地を離れてはいけない。私的な目的のために旅行したければ、本籍地からの旅行許可書を兼ねた身分証明書、いわゆる「伝」が必要となる。一九三〇年代に出土した漢簡により、伝を取得する手続きが判明した。すなわち、一に、旅行者による申請、二に、郷による審査、三に、県による伝の発行、という三段階がある。代表的な例は次の通りである。

永始五年閏月己巳朔丙子、北郷畜夫忠敢言之、義成里崔自當自言爲家私市居延、謹案自當母官獄徵事、當得取傳、謁移肩水金闕・居延縣索關、敢言之。閏月丙子、饒得丞彭移肩水金闕・居延縣索關、書到如律令 掾晏、令史建(15・16)

永始五年(前一二二年)閏月己巳朔丙子(八日)、北郷畜夫の忠が申し上げます。義成里の崔自當が家のために居延で私的に売買しようとして申し立てました。謹んで調べるに、自当に官獄徵事がなく、伝を取得できます。肩水金闕・居延県索関に送ります。以上申し上げます。閏月丙子(八日)、饒得丞の彭が肩水金闕・居延県索関に送ります。文書を受け取つたら、律令の通りにして頂きたい。掾の晏、令史の建。

旅行者本人が旅行の目的・地点などを郷に「自言」(自ら申し立て)をする。郷が受理した後、「謹案(謹んで調べるに)

⑰ 胡氏の論拠は、走馬樓吳簡における、臨湘県功曹が南郷勸農掾に番倚という人の身分が私学とすべきか否かを調査してもらう例である。

胡平生前掲論文。

⑱ 池田雄一「漢代の郷」(同氏「中国古代の聚落と地方行政」汲古書院、二〇〇二年)。

⑳ 「漢書」百官公卿表に「郷六千六百二十二」とあり、地理志に「民戸千二百二十三万三千六十二、口五千九百五十九万四千九百七十八」とある。

……」すなわちその資格を審査し、問題がなければ「當得取傳」（伝を取得できる）という旨を県に上申し、通過する闕所に告げることを県に依頼する。県がそれを踏まえ、闕所に該当者の通過許可を要請する。つまり、手続き全体において郷が中心的な位置を占めており、県はその結論を受け入れるに過ぎないということが解る。最近公表された一九七〇年代出土の肩水金關漢簡（以下新金關簡と呼ぶ）には伝が多く含まれていた。従って伝に対する認識を深めることも可能になった。以下では郷・県・里に分けて、身分証明書の発行に際し本籍地の三段階の行政官庁がそれぞれどんな役割を担当するのかを明らかにしたい。

## （一）郷

上述のように、郷は伝が発行できるかどうかに関し審査を行う。どのような項目が審査されるのか、また審査の根拠はどこにあるのか、伝の文言から見てみよう。まず審査項目については、年・爵などの身元確認の他、以下の条件が見られる。

ア、母官獄徵事（母官徵事・母徵事・母獄事・母官獄事・母官獄徵遣ともいう）<sup>①</sup>

「母官獄徵事」は伝にほぼ欠かせない文句であり、その例は杖挙に違がない。第一グループの先行研究は「官獄」と「徵事」を別の事柄として捉えており、すなわち「官獄」を犯罪訴訟のこと、「徵事」を賦役徵発のこととしている。<sup>②</sup> それに対し第二グループの先行研究は「官獄徵事」を一体として前科か出頭命令と訳している。<sup>③</sup> 王杖十簡「犯罪耐以上、母二尺告劾、有敢徵召侵辱者、比大逆不道（耐罪以上を犯しても二尺の告劾がない場合、取えて徵召して恥かしめる者があれば、大逆不道のように扱う）」<sup>④</sup>とあることから、「徵」は訴訟の場合にも使われることが解る。また新金關簡に「官徵事」「官獄事」「獄事」「徵事」という省略形もあるため、「官獄徵事」を一事とした方が妥当である。しかし「官獄徵事」は出頭命令と理解していいのか、なお一層検討の余地がある。

「官獄徵事」の性格を考える場合、裁判による「徵」は「逮」と密接な関係にあるということには注意すべきである。まず、「徵」と「逮」の用例は非常に似ており、熟語として「徵召」と「逮召」、「徵捕」と「逮捕」、「徵繫」と「逮繫」、「徵詣」と「逮詣」、「徵考」と「逮考」<sup>⑤</sup>などが挙げられる。次に、「徵逮」という熟語は法規に見られる。たとえば、

移入在所縣道官、縣道官獄訊以報之、勿徵逮、徵逮者、以擅移獄論 (E.P.54.T.2101)

滞在地の県道官に送る。県道官の獄が訊問して返答し、徵逮してはいけない。徵逮すれば、勝手に審理を移転させた罪で論ずる。

とある。審理を担当する県道に被疑者が居ない場合、その県道は被疑者の居る県道にその訊問を依頼する。被疑者の居る県道は訊問の結果を審理を担当する県道に報告すべきであり、自ら被疑者を「徵逮」してはいけない。裏を返すと、審理を担当しない県道も取り調べのために出頭命令を出すことができるが、それは「徵逮」ではない。さらに、

律曰、贖以下可徵、徵勿徵逮 (157・13 + 185・11)

律に言う、贖以下の罪の者を召喚する場合は徵を使え。徵を使っても徵逮してはならない。

この条文から「徵逮」は罪が贖を超えた場合にのみ使用されることが解る。<sup>⑥</sup>贖以下の者を召し出すための徵が普通の召喚状であれば、<sup>⑦</sup>「徵逮」は単なる呼び出しではなく、逮捕・連行・拘束が伴うと思われる。宮宅潔氏はすでに「逮」を「取り調べの過程で事件への関与が明らかとなった人間を拘束すること」と指摘しているが、<sup>⑧</sup>「徵」の意味も同じなのではないだろうか。その証拠として張家山漢簡「二年律令」が挙げられる。

捕罪人及以縣官事徵召人、所徵召・捕越邑里官市院垣、追捕・徵者得隨迹出入。(「二年律令」183)

罪人を捕らえたり、及び官庁のことで人の徵召するとき、徵召された者・捕らえられた者が邑・里・官・市の垣を越えたなら、追捕したり徵したりする者はそのあとを追って出入してよい。

徵召の執行者が徵された者を追跡することからすれば、徵された者の身柄は確保されるべきことが解る。つまり「官獄徵事」とは訊問のために下す身柄の拘束命令なのである。ただし身柄の拘束は被疑者のみに及ぼされるのではなく、史籍

に「徵召証案」（元帝紀）「逮諸証者」（景十三王伝）とあるように、証人も「官獄徵事」に遭うことがある。被疑者にせよ証人にせよ、「官獄徵事」がある者は逃亡する可能性が高く、伝の発行はそれを見逃すことに他ならないのである。

イ、非亡人命者

「非亡人命者」も伝によく用いられる文言であるということは、新金簡簡により判明した（73EJ132F、73EJ17137、73EJ1929A、73EJ1935）。辺境漢簡において「命者」はほぼ「亡人」とセットとなり「亡人命者」もしくは「命者亡人」になる。「亡人」は逃亡者であり、具体的に云えばその行方が官に掌握されていない者のことである。「命者」は先行研究によると罪名が確定された逃亡中の犯罪者を指す。いわゆる「命」とは逃亡中の犯罪者に対する罪名確定の手続きなのである。<sup>⑩</sup>すなわち、「命者」は「亡命者」と同様であり、「亡」字を冠しても冠しなくても意味が変わらないのである。さらに注意すべきなのは、「命」は限定した場合にだけ行われる手続きであったということである。よって逃亡そのものも犯罪となるものの、明らかに「亡人」は「命者」より広い意味をもつ。従って、「亡人命者」は亡人中の命者、すなわち「命者」「亡命者」と同じなのか、それとも「亡人」プラス「命者」という意味で、特段、罪を犯していない、単なる逃亡者も含んでいるのか、判断に迷う。しかしながら、

書到、白大扁書郷亭市里高顯處、令亡人命者盡知之、上赦者人數、大守府別之、如詔書。（II DXT0115②016 釈151）

文書が到れば、明白に郷・亭・市・里の高く目立った場所に書き付け、亡人命者に周知せよ。赦す者の人数を報告し、大守府ごとにわけよ。詔書の通りにせよ。

有能生捕得匈奴間候一人、吏増秩二等、民與贖錢十匱 □人命者除其罪（G.P.F.21226）

匈奴の密偵一人を生きたまま捕らえれば、吏であれば秩を二等上げ、民であれば報奨金十（万？）を与え、（亡）人命者であればその罪を除く。

とあり、これらは主として「命者」に関する命令に違いないが、単純な逃亡者も赦免・除罪の対象になるはずである。そ

のため「亡人命者」という場合は、「命者」に重きを置きながらも、単なる「亡人」も含まれるのだと考えられる。

「官獄徵事」にせよ「亡人命者」にせよ、どちらも発見すれば身柄を確保すべき人物であり、伝の発行に当たりもう一度確認しなければならなかった。

ウ、更賦給／算賦給／更繇給／復繇

旧簡には「更賦皆給」(505・37A)①という審査条件が見られるが、しかしそれは「取検」の手続きであり、「取伝」の手続も同じかどうか疑問であった。ある断簡にもまた「更賦給」(312・58)と書かれているが、その性質は確認し難い。しかし幸いにも新金関簡には似ている表現が数例あり、それは確かに伝に記された文言に相違ない。

算賦給 (73E]T9.328) (73E]T10.222) ②

更繇皆給 (73E]T10.228) ③

復繇 (73E]T7.164) ④

周知のように、漢代人民の国家に対する主要な負担としては、(一)田租・芻粟、(二)算賦・口賦、(三)徭役・兵役、という三者が挙げられる。②「算賦給」は算賦を規定通り納入したということ。③の「更繇」は徭役の中で中心的な位置を占める、一年一ヶ月の更卒の役をいう。①の「更賦」には二説あり、一つには更繇を代弁する過更錢とされ、もう一つには更繇(または過更錢)と算賦・口賦の総体とされる。④「復繇」とは徭役が免除され、従って問題にならないことを指す。複数の人間の場合に使われている。また④「復繇」とは徭役が免除され、従って問題にならないことを指す。

表現にヴァリエーションがあるとはいえ、ある場合には算賦が検査され、ある場合には更繇が検査されるというわけではない。むしろ代表的なものを述べることで、賦役全体ないし田租に滞納がないことを示すのであろう。両漢を通じて田租はほぼ三十分の一の税率を維持していたため、算賦と更繇こそが人民にとっては最大の負担だったに相違ない。それで「算賦給」「更繇給」といった表現を採用したのである。秦漢時代においては、逃亡の理由として、賦役に耐えられない



ということが最も目立ったものである。<sup>⑮</sup> 賦役滞納者は逃亡者の予備軍ともいえるので、伝を発行してはならなかった。

以上、今のところ解っている伝の発行における審査条件について論じ、少なくとも三つの条件があることを明らかにした。個々の伝に言及される条件は一つか二つしかないが、しかしそれは煩瑣を避けるために省略されたものではないだろうか。実際の審査基準はこれ以上に細かく厳しく定められていたかもしれない。それはさておき、次は郷がどのように審査を行ったのかについて考えてみたい。そもそも「母官獄徵事」などは何に基づいて確認されたのか。

「謹案……」として、依拠したものが傳の文言に見られることもある（以下は節録）。

同均戸籍・臧郷名籍如牒、母官獄徵事、當得□(81・10)

謹案戸籍□(119・49)

謹案戸籍□(181・2A)

謹案戸籍在官者、弟年五十九、母官獄徵事、願以令取傳(218・2)<sup>⑯</sup>

□常戸籍在官者、爵大夫、年□(73E)T5.106)

謹案戸籍臧□官者、□□□□(73E)T8.110)

謹案戸籍臧郷官者、方母官獄徵事、非亡人命(73E)T9.35)

謹以郷書案、樂母官獄徵事、當□(73E)T9.210)

すなわち、郷の役人は書面審査を行うのであり、判断の根拠は郷に所蔵する書類に他ならない。第一節に述べたように、郷は各種名籍を編纂しており、それは個人情報把握したい場合には極めて有用な資料となったと考えられる。犯罪・逃亡・賦役滞納の有無は、すべて郷の名籍によって明らかにする。かつて大庭脩氏は、「母官獄徵事」を証明する権限があることを「嗇夫が司法権を持っていることを示す一例」とした。<sup>⑰</sup> 郷は確かに司法に関わっていたが、しかしここで郷が「母官獄徵事」の証しを出すことができるのは、郷が司法を掌ったためではなく、むしろ郷が簿籍を掌るためではないだ

ろうか。さらに注意したいのは、このような簿籍が「郷書」「臧郷名籍」と呼ばれることもあれば、「戸籍」と呼ばれることもあるということである。「戸籍」とは基本項目のみを記載する根本台帳であり、里耶秦簡の戸籍簡がそれに相当するという説があるが、<sup>⑩</sup>しかしそうであれば官獄徵事なども戸籍から解ることが不可解である。それゆえ、ここにいう「戸籍」は具体的な簿籍ではなく、「郷書」のように郷が把握する簿籍の総称であると考えるなければならない。ちなみに、「戸籍臧郷官者」という言い方は、戸籍は郷にのみ所蔵されるわけではないことを暗示している。すなわち、上申の相手である県においても検索可能なのである。

## (二) 県

本節冒頭では伝の発行手順「自言↓郷↓県」について叙述した。しかしそれをタイプAとすれば、新金関簡によりさらにタイプB「自言↓郷↓尉史↓県」があることが解る。次に挙げる簡はその完全な一例である。

甘露四年正月庚辰朔乙酉、南郷嗇夫胡敢告尉史、臨利里大夫陳同自言為家私市張掖居延界中、謹案同母官獄徵事、當得傳、可期言廷、敢言之。正月乙酉尉史贛敢言之、謹案同年爵如書、母官獄徵事、當傳、移過所縣侯國、勿苛留、敢言之。正月乙酉、西鄂守丞樂成侯國尉如昌、移過所、如律令、掾干將、令史章 (73EJT10:120A)

西鄂守丞印 (73EJT10:120B)

甘露四年(前五〇年)正月庚辰朔乙酉(六日)、南郷嗇夫の胡が尉史に通過します。臨利里の大夫の陳同が家のために張掖・居延の境で私的に売買をしたいと申し立てました。謹んで調べるに、同には官獄徵事がなく、伝を取得でき、県廷に上申できます。以上申し上げます。正月乙酉(六日)、尉史の贛が申し上げます。謹んで調べるに、同年・爵は文書の通り、官獄徵事もなく、伝を取得できます。通過する県・侯国に送り、足止めしないようにしてもらいます。以上申し上げます。正月乙酉(六日)、西鄂守丞である樂成侯国尉の如昌が通過する機関に送ります。律令の通りにして頂きたい。掾の干將、令史の章。西鄂守丞の印。

郷嗇夫が発した文書は県廷宛てではなく尉史宛てであり、尉史に県廷(県の長官を指すのだろう)に告げることを依頼している。尉史は県の属吏である。その秩次は佐史に属し、郷の有秩(有秩)または嗇夫(斗食)よりも低い地位にある。そのためタイプAにおいては郷が「敢言之」という上申の書式をとるのに対し、タイプBにおいては「敢告」という同格官の間の平行文書の書式をとる。<sup>⑰</sup>なぜ尉史が取り次ぐ必要があるのか。注意すべきなのは、尉史発の文書は例外なく「謹案……」という書式になっていることである。それは形式的なものにすぎないのかもしれないが、「母官獄徵事」などは、県にある名籍に依拠して、尉史の手でもう一度確認された可能性もある。近年の研究成果により、前漢中期以降、尉史は尉の属吏から書記官に変わったことが解っている<sup>⑱</sup>。尉史が縣の文書や簿籍を司り、秘書官として仕えるがゆえに、取伝文書は縣の長官に送られる前段階で尉史によって審査されるのではないかと推測できる。というのも、皇帝への上書の場合も御史大夫を通じて皇帝に呈上されたことが思い起こされるからである。御史はもとより側近として図籍の管理や文書の起草を取り扱う書記官である。元康五年詔書冊に示されるように、丞相らの上奏文はまず御史大夫に移送され、御史大夫はそれを皇帝に転送するほか、「謹案……」のように自らも原案を作成する<sup>⑲</sup>。県における尉史の役割は中央における御史のそれに似ているのであろう。

タイプAか、それともタイプBを採用するかは、県によって規定が異なるらしい。たとえば宛県発の二例はタイプBに従う(73E[TT0121AB] 73E[TT0315AB])。一方、辺境の県はすべてタイプAである。<sup>⑳</sup>このことから、行政手続きは必ずしも全国一致とは限らず、県それぞれの事情によって調整する余地があったと思われる。かつて大庭脩氏が示唆したように、郷の姿が見えず、県が直接に「自言」を受け入れ、伝を発給した例もある(10F・1A)<sup>㉑</sup>。それをタイプCとしても差し支えないであろう。

(三) 里

以上のことから、伝の発行に郷と県は関わっているが、里はまったく関与していないことが明らかになった。<sup>22)</sup>しかし次の伝には里の姿が現れている。

五鳳二年五月壬子朔乙亥、南郷齋夫武、佐宗敢言之、北陽曲里男子□

謹案弘年廿二、母官獄徵事、當得取傳、里父老丁禹證、謁言廷、移過所□

六月庚寅、長安守右丞湯移過所縣邑、如律令 掾充、令史宗□ (73E) [T9.92A)

三月壬辰不弘以來 章曰長安右丞 三月壬辰 (73E) [T9.92B)

五鳳二年(前五六年) 五月壬子朔乙亥(二十四日)、南郷齋夫の武、佐の宗が申し上げます。北陽曲里の男子……謹んで調べるに、

弘は年二十二、官獄徵事がなく、伝を取得できます。里の父老の丁禹が証言しました。県廷に上申し、通過する機関に送ることを願います。……六月庚寅(九日)、長安守右丞の湯が通過する県・邑に送ります。律令の通りにして頂きたい。掾の充、令史の宗。

三月壬辰、不弘が持ってきた。印章には長安右丞とある。三月壬辰。

タイプAのプロセスに「里父老丁禹證」というものが加えられており、非常に興味深い。このほか伝における「父老」にはまた一例あり、それも長安発のものである(73E) [T10.229A B)。長安県では、同里の父老による「証」を、取伝の必要条件とするのであろう。

文書における「証」は「任」とともに連帯責任を示す言葉であるが、細かく見ていけば、証は既成のことに対する証言であり、任は未発のことに対する担保であるという使い分けがあることが解る。<sup>23)</sup>従って父老は取伝者が逃亡しないことを担保するのではなく、ただ単に取伝の資格について問題がないことを証言するだけである。「証」の方法は爰書を提出することによるのかもしれないが、<sup>24)</sup>しかし同里の父老がなぜ証言できるのかということについて考える必要がある。そこで

想像を巡らしてみると、百戸前後の里は構成員同一に面識がある規模であり、里正や父老は里民の殆どを見知っていると  
 言ってよい。取伝者のことは、実際の交際や管理などの経験から認識されており、従って証言することができるのではな  
 いだろうか。<sup>②</sup>

郷以上の行政官庁は文書上の行政作業を行い、もっぱら簿籍記録に依存するが、しかし如何に細大漏らさず記しても、  
 簿籍記録には限界がある。人と人との交際で織られた網こそ、その不足を補う利器である。里の役人に期待される機能は  
 ここにあったのであろう。

- ① 「母官徵事」：241・12<sup>3</sup>・334・20A<sup>4</sup> 73EJT896<sup>5</sup> 73EJT919<sup>6</sup>  
 73EJT9393<sup>7</sup> 73EJT10121A<sup>8</sup>。「母徵事」：73EJT9139<sup>9</sup> 73EJT10121A<sup>10</sup>  
 73EJT10315A<sup>11</sup>。「母獄事」：73EJT256A<sup>12</sup>。「母官獄事」：73EJT638A<sup>13</sup>  
 「母官獄徵遣」：73EJT929A<sup>14</sup>。
- ② 邢義田「漢代按比在県或在郷？」（同氏『治国安邦…法制、行政与  
 軍事』中華書局、二〇一一年）。藤田勝久「張家山漢簡「津関令」と  
 漢墓簡牘——伝と致の用途」（同氏『中国古代国家と社会システム』  
 汲古書店、二〇〇九年）。池田雄一前掲論文。
- ③ 大庭脩「漢代の関所とパスポート」（同氏『秦漢法制史の研究』創  
 文社、一九八二年）。富谷至「通行行政——通行証と関所」（同氏『文  
 書行政の漢帝国——木簡・竹簡の時代』名古屋大学出版会、二〇一〇  
 年）。宮宅潔「司空」小考——秦漢時代における刑徒管理の一斑  
 ——」（同氏『中国古代刑制史の研究』京都大学学術出版会、二〇一  
 一年）。
- ④ 「武威漢簡」（文物出版社、一九六四年）。
- ⑤ 一つずつ例を挙げると、「徵召」は『漢書』元帝紀、「逮捕」は『漢  
 書』高疏于薛平彭伝、「徵捕」は『漢書』文帝紀、「逮捕」は『漢書』  
 高帝紀、「徵繫」は『史記』袁盎竜錯列伝、「逮捕」は『漢書』賈誼伝、
- ⑥ 「徵詣」は『漢書』景帝紀、「逮捕」は『漢書』文帝紀、「徵考」は  
 『後漢書』備林列伝、「逮捕」は『後漢書』班彪列伝に用例がある。  
 ⑦ ただし富谷至氏によれば、文帝改革以後正刑としての贖刑が存在し  
 ないようになった。この「贖」が何を指すのかは再考すべきである。  
 富谷至「漢代の財産刑」（同氏『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎、一九  
 九八年）。
- ⑧ 『漢書』高帝紀師古曰「檄者、以木簡為書、長尺二寸、用徵召也。  
 其有急事、則加以鳥羽插之、示速疾也。」
- ⑨ 宮宅潔前掲論文「秦漢時代の裁判制度」。
- ⑩ 保科季子「亡命小考——秦漢における罪名確定手続き——」（富谷  
 至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論考篇』）。
- ⑪ 「二年律令」123と128「有罪當完城旦舂・鬼薪（薪）白粲以上而亡、  
 以其罪命之、耐隸臣妾罪以下、論令出會之」によると、「命」は城旦  
 舂・鬼薪白粲以上の罪を犯した者に対する手続きである。睡虎地秦簡  
 「封診式」7には贖城旦舂に当たる盗牛者が「去亡以命」とあり、  
 『漢書』には「亡命棄市」（淮南衡山濟北王伝）、「亡命答二百」（王子  
 侯表）とあり、居延漢簡には「命髡鉗左止」（117・32）、「命髡鉗答  
 二百」（E.P.T51.470）とあるのは、刑制改革の前後に関係なく、この

原則に合致する。しかしながら、後漢になると「命」は司寇以上に施されるようである。『後漢書』明帝紀「天下亡命殊死以下、聽得贖論。死罪入緣二十匹、右趾至髡鉗城旦春十匹、完城旦春至司寇作三匹」。ただ、いずれにせよ「命」の手続きを経なければ、「命者」でないことは明らかである。

⑪ 山田勝芳「徭役・兵役」(同氏『秦漢財政収入の研究』汲古書店、一九九三年)、渡辺信一郎「漢代更卒制度の再検討——服虔『濱口説批判』(同氏『中国古代の財政と国家』汲古書店、二〇一〇年)を参照。

⑫ 「建平五年八月戊□□□□、廣明郷畜夫宏、假佐玄敢言之。善居里男子丘張自言與家買客田居延都亭部、欲取檢。謹案張等更賦皆給、當得取檢、謁移居延、如律令、敢言之」(S05・37A)において、「更賦皆給」の主語は「張等」すなわち丘張とその家族である。

⑬ 例えば董仲舒の疏によると(『奏』)又加月為更卒、已復為正、一歲屯戍、一歲力役、三十倍於古。田租口賦、鹽鐵之利、二十倍於古。……民愁亡聊、亡逃山林……。漢興、循而未改」とある(『漢書』食貨志)。

⑭ 大庭脩は「戸籍在官者」を「官吏の身内の者」と解釈していたが、新金簡簡に基づけば、単に官(ここでは郷官)に保管されている戸籍という意味であろう。大庭脩前掲論文。

⑮ 大庭脩前掲論文。

⑯ 胡平生前掲論文。

⑰ 鷹取祐司前掲論文を参照。

⑱ 李詠春「漢代的尉史」(『簡帛(第五輯)』、二〇一〇年)。吉川佑資

「漢代辺境における令史と尉史」(『史泉』二〇〇八一)。

⑲ 大庭脩「漢王朝の支配機構」(居延出土の詔書冊)(前掲同氏『秦漢法制史の研究』)。

⑳ 唯一例外といえるものは73E(T9.297A B)である。これはタイプBであるが、整理者は「章曰居延印」と釈している。しかし写真によれば「居延」と釈された文字は僅かな残筆しかないため、釈説には疑問がある。

㉑ 「□□□年六月丁巳朔庚申、陽翟邑獄守丞就兼行丞事、移函里男子李立第臨自言取傳之居延、過所縣邑侯國勿苛留、如律令 候自發」(140・1A)。大庭脩注③前掲論文。

㉒ 富谷至氏は伝の分析を通じ、文書行政に関わる最下級の官署は郷であり、里は文書の受理・作成・提出を行っていないと指摘している。「書記官への道——漢代下級役人の文字習得」(前掲同氏『文書行政の漢帝國』)。

㉓ 漢律には「証不言情」「証財物不以美」に関する処罰規定があり、証とは証言をすることであると解る。それに対し、官吏の保証推薦や債務の返済保証の場合は「任」字を使っている。

㉔ 初山氏は「爰書」を公証文書と解釈するように、証にはよく爰書を使っていた。初山明「爰書新探——古文書学と法制史——」(前掲同氏『中国古代訴訟制度の研究』)。

㉕ 「□年十六□□陽里男子□□自言□□昌將□□當得取傳、乏□相證□□」(212・29)には「相證」が要求されたが、断簡のため詳細は不明である。

### 三 本籍地を失った人々

以上、秦漢帝国が如何に戸籍制度を利用し、一人一人の個人に対する支配を実行したのかについて、本籍地の官が果たした役割から議論してきた。本籍地の重要さは、一つには、生活の場として、個人の身柄・家族・財産ないし人間関係全般を掌握することができるということにある。しかしそれだけではなく、たとえ赴任や服役のために長期間本籍地から離れても、本籍地が胤の糸のように、個人との間に絶えることのない繋がりを保持している。「甲渠鄯侯敦煌廣至□□慶里張獲」(E.P.T65:104)、「武彊際卒東郡白馬敬上里陳長壽」(E.P.T687)、「客子漁陽郡路縣安平里張安上」(甲附さ)とあるように、現住地に肩書や身分を持っていても、依然として本籍地の表示が必要とされた。それは統治のために必要な個人情報、本籍地に集中され管理されていたことに関わると考えられる。県と里の間にある郷は、情報の中心として最も重要な役割を果たしていた。

では、秦漢帝国がこのような仕組みを利用し、すべての人々を支配していたのかと言えば、実はそうでもない。戸籍に編入されない人間も存在した。戸籍の除外者に着目すれば、戸籍制度の本質、少なくともその創立当初の本質が把握できるのではない。以下ではその主要な一群である「刑徒」について論じてみたい。

#### (一)

まずは刑徒の身元表記を取り上げる。

故

番和堯鉞欽左止城旦服塗

□ (E.P.S4.T225)

民

故 坐鬪以大□

番和完城巨莊晏 舉 □ (E:PS4.T226)

民 永始三年

效殺髡鉗城旦大男宰土 坐共鬪傷人不立見止治 □ (H:DX.T0214S:050 釈 019)

居延鬼新徒大男王武 閏月壬戌出 (37・1)

□殺同郡略陽完城巨霸 (D2229)

第一例から第三例までは刑徒の名籍、第四例は鬪所の出入記録であり、最後の例は被害者が刑徒であるという犯罪事件の叙述である。これらは刑徒の正式な身元表記と考えるとよいものであろう。「茂陵顯武里大夫司馬遷」のような一般の身元表記と対照すれば、差違が明らかである。まず、刑徒は爵位と無縁であり、士伍といった平民の身分を保つこともできない。その代わりに、五歳刑の髡鉗城旦（欽左右止を付加されることもある）、四歳刑の完城旦、三歳刑の鬼薪白粲、そして二歳刑の司寇という刑名は、刑徒の身分名に転化した<sup>①</sup>。次に注意したいのは刑名の前にある地名、すなわち本籍地に相当する箇所である。番和は張掖郡に所属する県の名、效殺は敦煌郡に所属する県の名、居延は張掖郡に所属する県の名、略陽は天水郡に所属する、県と同格の道の名である。ここから県名か郡県名のみが表示されることが窺える。前述の通り、身元表示として里名は不可欠な要素であるが、しかし刑徒に里名を冠する例は一例も確認できない。ただし「故某県某里」がつく場合はあり、今やすでに某県某里に所属していないことを物語っている。たとえば、

鬼新蕭登 故爲甲渠守尉、坐以縣官事歐笞戍卒尚勃、讞爵減

元延二十一月丁亥論 故饑得安漢里、正月辛酉入 (73EJT355)

とある。これは刑徒の名数が郷里に置かれず、戸籍に登録されないことを示す。

それならずれば、そもそも刑徒が冠した地名とはどういう場所なのかを考えなければならない。それについて、洛陽の



近郊に出土した後漢代の刑徒墓誌碑には、示峻的な史料が含まれている。最も完全な銘文を数例挙げると、

右部無任少府若盧髡鉗尹孝、永初元年五月四日物故死在此下（T2M77）

右部無任南陽祁完城旦謝金、永初元年五月廿三日物故死在此下（T2M49）

右部五任左馮翊池陽鬼新王奇、永初元年四月廿九日物故死在此下（T2M72）

とある。刑名の前に書いたものはほとんど郡県名であるが、整理者は「少府若盧」という例が三つあり（T2M77、P7M20、P8M17）、それらに郡県名が記されていないことに気づいた。「少府若盧」とは獄名のため、郡県名も刑徒の本籍ではなく、判決を受けた郡県のことである、とする。ただ、郡県名が提示されたものの、郡名は県の所屬を示すただけにあり、判決を下したのは県であったと考えられる。宮宅潔氏が言及するように、県には必ず獄が置かれていた一方、郡・郷には獄があった証拠が見当たらない。県獄は全国の獄の四分の三を占めており、県廷が治獄の主な責任者と言っても差し支えない。だからこそ、刑徒が冠じた地名はほぼ県名であったことが了解されるであろう。

しかしながら、獄名や、その代わりに記された県名が判決地というのは、あくまでも推測にすぎない。これは刑徒が収容されていた獄であるという主張も存在している。だが幸いにして懸泉置漢簡にはより明確な証拠がある。

神爵二年某月某日朔某日、某官佐甲將徒作某事敢言之、某縣髡鉗城旦大男王乙自言作滿若干歲、謹移爰書、謁令獄案乙初論年月日、當減罪、爲減報如律令、敢言之（I DXT0309 ③:128）

神爵二年（前六〇年）某月某日、某官佐の甲、徒を率いて某事をする者が申し上げます。某県の髡鉗城旦の大男の王乙が、服役して若干年となったと申し立てました。謹んで爰書を送り、獄に乙の初めて裁判された年月日を調べさせて頂きたい。減罪すべきであれば、律令の通り減罪して返答して下さい。以上申し上げます。

曰論某縣、署作某官、盡神爵二年某月某日、積滿若干歲、以來未嘗有它告劾若繫、當以律減罪（I DXT0309 ③:056）<sup>⑤</sup>

曰く、某県で裁判にかけられ、某官で服役し、神爵二年（前六〇年）某月某日までで合計若干年となる。裁判以降、他に告劾された

りもしくは拘束されたりしたことはない。律により減罪すべきである。

これらは刑期の規定を満たした場合に減刑を申し立てるための書式見本である。「某縣髡鉗城旦」とあり、そして「論某縣」とあることからすれば、刑徒の冠する地名が判決の下された場所であるに違いない。

## (11)

身元表記の変化から解るように、一旦刑徒になると、戸籍上の所屬が本籍地から獄に移される。もはや良民ではないため、身柄だけではなく、名前も本籍地から追放される。このような所屬先の移動は、判決が成立した時点で行われると思われる。金闕漢簡には獄囚の出入記録がある。

□獄囚大男富里馮遂、年六十二、長七尺□ (73EJ110249)

ここで里名が表示されたことは、前掲の刑徒と対照的である。未決囚が未だ本籍地を失っていないことを示している。また有名な漢宣帝の詔書には「其れ郡國に令し、歳ごとに繫囚の掠笞若しくは痕を以て死せる者の坐する所・名・縣・爵・里を上げしむ」(『漢書』宣帝紀)とあるが、ここで「縣爵里」を保有しているのも、判決を受けていない「繫囚」だからである。

判決地は刑徒として再生した場所と言える。それが身元表示として用いられる原因は、ひとえにここにあると言っても過言ではない。この意味において、判決地は刑徒の本籍地と言っても差し支えない。前掲の墓誌碑「右部無任南陽祁完城旦謝金」などにおける諸要素の組合せに注目すれば、「右部」は刑徒が所屬する勞役作業の管理機關、「無任」は刑徒の資格<sup>⑥</sup>、その後ろに判決地・刑名・名前がついている。吏卒名籍の「無傷陵戍卒居延昌里公乘李樂」(132・3)「止北陵長居延累山里公乘徐殷」(35・16)、つまり「官署＋職名＋本籍地＋爵位＋名前」という組合せに似ているところがある。確かに判決地は本籍地に近い性質をもち、変わることもある服役地に比べれば、基本的に安定している。こうした特徴からすれ

ば、刑徒がもとの本籍地から除名された以上、その個人情報には判決地に集中される可能性が高い。少なくとも刑徒にとつて最も重要な記録——判決の経緯や日付などは、判決地に残されていた。前掲の懸泉置漢簡は分析するに値する。はつきりした証拠はないものの、「謁令獄案乙初論年月日、當減罪、爲減報如律令」における「獄」は、「某県」すなわち判決地の獄であると推測される。とりもなおさず、判決が出されてからどれほどの年月を経ているのか、他の告訴があるのかについて検査することができる、そして減刑を執行することができるのは、もともとの判決を下した獄しかないであろう。

ところで、獄が刑徒の「本籍地」、刑徒の記録を集約的に管理する場所であることは、すでに宮宅潔氏「司空」小考——秦漢時代における刑徒管理の一斑——に言及されている。本稿の論旨と重なるところもあるが、しかし根本的な問題意識は異なっている。最も重要なのは、「本籍地」と「刑徒」の定義である。宮宅氏が言う刑徒の「本籍地」とは刑徒の労働力を管掌・運用する機関であり、戸籍との関係には全く触れていない。また本稿では議論の便を図るために、「刑徒」の範囲を司寇・隸臣妾刑以上、本籍地と爵位が剝奪されたものに限定している。宮宅氏が刑徒の例として挙げた「居贖」のような債務返済のため一時的に労働する者はこの定義に合致していない<sup>⑦</sup>。そのため、「刑徒」の「本籍地」が司空から獄へ転換したという宮宅氏の結論は、本稿の検討とは食い違う。後文で論じるように、刑徒の本籍地は秦漢を通じて判決を下した獄にあるのである。

刑徒は戸籍から削除されてしまうが、刑期が終わり、良民に戻れば、新たに戸籍を取得するはずである。金閔漢簡にある伝は興味深い。

河平四年二月甲申朔丙午、倉嗇夫望敢言之。故魏郡原城陽宜里王禁自言二年戌屬居延、犯法論、會正月甲子赦令、免爲庶人、願歸故縣。謹案律曰、徒事已、毋糧、謹故官爲封偃檢、縣次續食、給法所當得、謁移過所津關、毋苛留止、原城收事、敢言之。二月丙午、居令博移過所、如律令。掾宣、嗇夫望、佐忠（73E）T355）

河平四年（前二五年）二月甲申朔丙午（二十三日）、倉嗇夫の望が申し上げます。もと魏郡原城陽宜里の王禁が申し立てるには、「二

年に屯戍して居延に属しましたが、犯罪で刑に処されました。正月甲子の赦令に会い、庶人として放免されました。故郷に戻ることをお願いします」と。謹んで調べるに、律には「徒の役務が終わり、糧食がなければ、元の行政官が謹んで假檢を封じ、県が順次給食し、法に定められた分を与える」とあります。通過する津・関に送り、足止めしないようにして頂きたい。原城の官庁に取り扱いを依頼する。以上申し上げます。二月丙午（二十三日）、居延県令の博が通過する機関に送り、律令の通りになって頂きたい。掾の宣、畜夫の望、佐の忠。

王禁は赦令を蒙り、庶人の身分に復したため、「髡鉗城旦」といった刑名はもはや身元表示とはならなくなった。しかし本籍地も未だ取り戻していない。新たな本籍地は自由に選べるのか、疑問があるものの、少なくとも元の本籍地に戻ることは許可される。また服役地が辺境にある場合、現地に残り戸籍を取得することも奨励されたと考えられる。何にせよ、王禁が帰郷旅行の終点である原城県に到着すれば、改めて戸籍に登録されたに違いない。

(三)

これまでの行論では、意識的に漢文帝期以前の史料を避けてきた。周知のように文帝は画期的な刑制改革を行い、刑徒に多大なる影響をもたらしており、当然その前後は分けて論じなければならぬからである。結論から言えば、刑徒の本籍地が判決を受けた県に移されることは、改革の前に遡ることができる。

□□月己亥朔辛丑、倉守敬敢言之、令下覆

□獄、選選陵隸臣鄧

□□名吏(事)、它坐、遣言。●問之有名吏(事)、定

□故旬陽隸臣、以約為

□□史、有選耐辜以上、鞅(繫)選陵未夫(決)、毋遣毆、謁報覆 □獄治所、敢言

(8-144.正 + 8-136.正)

これは里耶から出土している秦代の簡牘であり、なお不明なところが多いが、前掲の睡虎地秦簡のような被疑者の身元確

認の文書であろう。ここでは被疑者の身分は隸臣であり、「名吏(事)、它坐」「問之有名吏(事)、定」というのは非常に興味深いことである。同じく里耶秦簡にある「名吏(事) 里、它坐」(81-198)、「名吏(事) 里、它坐」(81-1090)、「名吏(事) 縣、它坐」(81-1488) に比べれば、明らかに刑徒は「名事里」の「里」(または県、いずれも本籍地の意味)をもつておらず、「名事」のみであると認識されていた。断簡のためこの例における地名の意義は確認しにくいだが、しかし「奏讞書」に収録された秦代の案例には、判決地が刑徒の身元表記として使われるようになったことの明確な証拠がある。

●二年十月癸酉朔戊寅、廷尉兼謂汧畜夫、雍城旦講气(乞)鞠曰、故樂人、居汧醴中、不盜牛、雍以講爲盜、論黥爲城旦、不當覆之、講不盜牛。講數(繫)子縣、其餘講以爲隱官、令自常(尚)。昇其於(收)。<sup>⑤</sup>於(收)妻子已賣者、縣官爲贖。它收已賣、以賈(價)昇之。及除坐者贖、贖已入環(還)之。騰書雍。(121-123)

●二年十月戊寅(六日)、廷尉の兼が汧畜夫に謂う。雍の城旦の講が乞鞠して言うには、「もと樂人で、汧の醴中に居住した。牛を盗んでいないのに、雍県は講を盗んだと見なし、黥爲城旦に当てた。それは不当である」と。再審理したところ、講は牛を盗んでいない。講は貴県に繋留されている。講を放免して隱官とし、自立させる。その没収したものを返却する。没収した妻・子がすでに売られていたら、官序が贖身する。他の没収されたものが売られていたら、代価を与える。連坐した者の賞を免除し、すでに納入していたら返還する。急ぎ文書で騰県に連絡せよ。

雍県で審理した案件において、講という人(汧県出身)<sup>⑤</sup>が盗牛の罪で「黥爲城旦」の刑に処せられた。ところが、講の上訴と再審によって、それが無実の罪であることが明らかになった。再審を主宰した廷尉は、講が服役している汧県に再審の結論と講の扱い方を通知し、そして雍県にも文書を送達する。講の出身地と服役地は汧県なのに、「汧城旦講」ではなく、「雍城旦講」と呼ばれることからすれば、刑徒が冠したのは判決地であったことが明らかである。

刑期が定められた後の段階においては、二年から五・六年の刑期を経れば本籍地が回復されるため、戸籍の喪失は一時のなことにはすぎないと言える。さらには、回復が予想されるのであるから、刑徒の戸籍を本籍地から抹消しなくても別に

不都合はなかつたであろう。しかし刑期が定められる前の段階においては決してそうではなかつた。秦と前漢初期では、基本的にはすべて終身刑であり、一旦刑徒になると良民にもどることのできる望みはわずかであつた。刑徒を徹底的に戸籍から削除し、獄に移籍するのも当たり前前の考えであつた。本籍地の喪失とその意義はこのコンテキストで理解すべきである。

ところで、刑期設定以前の段階で、刑徒のすべてが本籍地を保持していなかつたわけではないことは指摘しておかなければならない。問題は「司寇」の場合である。改革の後、司寇は鬼薪白粲といつた刑徒たちと同様に獄に在籍して<sup>⑩</sup>いた。しかし里耶秦簡には次のような簡がある。

成里戸人司寇宜 下妻箇(8-1028)

陽里戸人司寇寄(8-1946)

これによれば、司寇は里に属しており、戸籍に記載されるのみならず、戸主になる資格も備えていたのである。その一方、他の刑徒は里や戸と無関係であつた。従つて、秦と漢初において、本籍地を失うのは「刑徒」ではなく、「徒隸」であつたと修正すべきである。「徒隸」は城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾の総称であり、この呼称の存在こそ司寇と他の刑徒の相違を示しているであろう。

なぜ司寇のみがもとの戸籍を保つ権利に恵まれたのか。答えは漢初の「二年律令」戸律における次の律文にある。

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲家居民里中者、以亡論之。(「二年律令」307)<sup>⑪</sup>

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲の住居が民里に在れば、亡として論断する。

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲は民里に居住してはいけないと定められるのに対し、司寇はこの規制の対象とはならない。飯尾秀幸氏が指摘するように、隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲の居場所は必ずしも民里から遠く離れていたわけではないものの、壁と門によつて民里の外へと退けられていた。彼らが戸籍から消されてしまった理由は、民里から消されてしまったこと

にあるのではないのだろうか。つまり、戸籍というものは民里に住む人々に対する支配方法なのである。一方の司寇は、民里に住居をもつ限り、戸籍に登録される必要がある。

「戸律」によると、すべての戸主には田宅を受ける権利が与えられる。司寇も例外ではない。

司寇・隱官各五十畝……其已前爲戸而毋田宅、田宅不盈、得以盈。(「二年律令」312-313)

司寇・隱官はそれぞれ五十畝……前にすでに戸主になったのに田宅がない、または田宅が規定を満たしていないならば、充足させることを許す。

司寇・隱官半宅。欲爲戸者、許之。(「二年律令」316)

司寇・隱官はそれぞれ半宅。戸主になろうとする場合には、許す。

少なくとも理念上においては、民里における住居のみならず、生産手段である田圃も戸ごとに保証されていた。戸籍、里居、田宅は三位一体と言える。徒隸が追い出されたのは、このような自作農の体系からであった。

多くの先行研究が言う通り、漢初まで城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾・司寇という刑は様々な要素で軽重をつけられていた。<sup>14)</sup>しかし一連の刑制改革にもなつてその区別は薄まっていき、司寇と徒隸は刑期の長さだけが異なるようになっていった。徒隸が戸籍から削除される制度がまだ残っていたなかで、司寇のみが戸籍を保持しているのは不都合であり、最終的には司寇と本籍地の繋がりも切断されてしまった、という経緯が想像される。

- ① ここでは『漢旧儀』に記載される刑期に従っている。それは武帝期に定められたものと初山明氏が指摘している。初山明「秦漢刑罰史研究の現状——刑期をめぐる論争を中心に——」(『前掲同氏「中国古代の訴訟制度の研究」』)。
- ② 中国社会科学院考古研究所「漢魏洛陽故城南郊東漢刑徒墓地」(文物出版社、二〇〇七年)。
- ③ 富宅潔前掲論文「『司空』小考」。
- ④ 富谷至「刑徒墓の概要と分析」(同氏前掲『秦漢刑罰制度の研究』)。
- ⑤ 張俊民「敦煌縣泉置探方T0809出土簡牘概述」(長沙市文物考古研究所編『長沙三國吳簡牘百年來簡帛發現與研究國際學術研討會論文集』中華書局、二〇〇五年)。
- ⑥ 発掘報告書は、「右部」は将作大匠の右部、「無任」は技能がない刑徒のことであり、それに対し「五任」は五種の技能をもつ刑徒のことであるとしている。ただし、富谷至氏は「無任」は連帯保証がないこ

とだとしている。富谷至前掲論文。

⑦ たとは臨潼県から出土している秦代墓誌瓦文に「蘭（蘭）陵居賈便里不更牙」（拓片66）とあり、居賈は本籍地と爵位を保有している。袁仲一『秦代陶文』（三秦出版社、一九八七年）。

⑧ 陶安・陳劍氏は「於」は「収」の誤写であることを指摘しており、従来の解釈より筋が通っている。陶安・陳劍『秦代書校讀札記』（『出土文獻与古文字研究（第四輯）』上海古籍出版社、二〇一一年）。

⑨ 「居冪冪中」は「故樂人」の「故」字を受けており、つまり「もとは冪冪の冪中に住んでいた」ということだと思われる。講が父親と同居し、父親が冪冪の門番をしていたことも、講が冪冪に住んでいた証拠である。

⑩ 懸泉から出土している宣帝期の簡に「司寇大男馬奉世、故魏郡内黄共里」（I.DX.T0309③J49）とあることから、明らかに司寇は戸籍をもっていないかった。張俊民前掲論文。

⑪ 里耶秦簡5-9に「必先悉行乘城卒・隸臣妾・城旦春・鬼薪白粲・居賈・贖賈（償）・司寇・隱官・踐更縣者。田時駿（也）、不欲與黔首嘉、谷、耐各謹案所部縣卒・徒隸・居賈・贖賈（償）・司寇・隱官・踐更縣者簿……」とあり、前後のリストを対照すると、「徒隸」とい

うのは隸臣妾・城旦春・鬼薪白粲の総称であることが明らかである。湖南省文物考古研究所『里耶秦簡報告』（岳麓書社、二〇〇六年）。

⑫ 「家室」は「家族」と「住居」の両説がある。家族の意味であれば、どの範圍の家族なのかはつきりしておらず、律文としては考えにくい。宮宅潔氏は刑制全般を考えた上、前説を修正し「住居」としているが、「住居」が民里に「居る」という表現が不自然で抵抗があったと述べている。宮宅潔『労役刑体系の構造と変遷』（同氏前掲『中国古代刑制史の研究』）。これについては、漢代の典籍に建物などがどこかに「居る」という用法があることが指摘できる。たとえば『漢書』袁盎

滯錯列伝には「内史府居太上廟垣中」、張湯伝には「土自處置其里、居家西闕雞翁舍南」、韋賢伝には「廟宜一居京師」とある。

⑬ 飯尾秀幸『秦・前漢初期における里の内と外——牢獄成立前史——』（太田幸男・多田狷介編『中国前近代史論集』汲古書院、二〇〇七年）。

⑭ 例えば石岡浩「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端——爵制の混乱から刑罰の破綻へ——」（『歴史学研究』八〇五、二〇〇五年）。陶安あと『秦漢刑罰体系の研究』（創文社、二〇〇九年）第二章。宮宅潔前掲論文「司寇」小考。

### むすびにかえて

個別人身支配の手段として、戸籍制度は地縁的關係を利用した支配方法であり、人間を土地に繋げて把握するということ特徴が看取できる。そのため以上の本論では本籍地に関する三つの問題を挙げて、秦漢時代における支配形態の一端を論じた。

第一節では、本籍地が身元表記とされていたことに着目した。それは、本籍地に保存される記録を参照するためのもの



であり、個人情報の鍵と言っても過言ではない。とりもなおさず、本籍地には所轄する民の様々な名籍が具えられており、どここの行政官庁も、ある人の本籍地さえ解れば、文書一通でその過去の履歴を獲得することができる。その一方、個人記録が遺漏なく本籍地に集まることを実現するために、特別な工夫も為されていた。例えば裁判を受けた場合、審理の結果は当人の本籍地へ通達しなければならなかった。このように、文書行政と本籍地制度の組み合わせにより、民はどこへ移動しようとその過去の出来事を隠匿することができず、完全に国家に把握されていたのである。

民の移動は認められていたが、決して制限されていないわけではなかった。その審査は本籍地に委ねられていた。それゆえ第二節には伝を分析し、県・郷・里の役割を明らかにした。取伝者が、訊問のために拘束すべき人物なのか、逃亡者なのか、賦役を滞納していないのか、ということは郷によって審査された。郷がそれを審査し得るのは、郷が各種の簿籍を編纂して管理していたからに他ならない。言い換えれば審査は専ら簿籍に依拠していたのである。ただ郷は簿籍を県に提出しなければならず、必要に応じて県は簿籍を照らし合わせて郷の仕事をチェックすることができた。一方、里は簿籍を扱っていないため、伝の審査にはほぼ関与していなかった。

第三節では、本籍地から追放された刑徒に目を向けた。刑徒の身元表記は出身の本籍地ではなく判決地であり、それは刑徒に戸籍がないことを物語っている。戸籍は里に居住する人々を対象に編成されたものであり、刑徒は里から追い出されたため、戸籍からも消し去られなければならない。その代わりに判決地が新しい本籍地として機能し、刑徒の個人記録は判決地に送られたり求められたりしたはずだと考えられる。

個人身支配とは、一般的には個人を徴税単位とすることに重点を置いている。しかし経済的な配慮の他、治安的な配慮も帝国の統治を維持するため必要なものであった。個人身支配を徹底すれば、社会的コントロールは容易になるのではない。以上の考察に基づけば、秦漢帝国の個人身支配は簿籍と文書に高度に依存していたと言える。煩瑣をいとわずに様々な簿籍を編纂し、そして効率的な文書伝達システムを構築していたからこそ、広大な帝国で、個人身支配を実行す

ることができた。もつとも、里の役割を論じた際に触れたように、文書行政体制の他にも、直接的な人間関係による把握手段も用いられていた。かつて筆者が検討を加えた連坐制はその好例である。人間関係による民の把握手段が如何に活用されていたのか、文書行政による把握手段と如何に組みあわさっていたのか、それについては稿を改めて論じることとしたい。

① 前稿に示すように、「戸」は同居者によって構成された地縁的組織であった。劉欣寧「秦漢律における同居の連坐」〔東洋史研究〕七〇

一、二〇二一年。  
② 上掲論文。

(台湾中央研究院歷史語言研究所 研究助理)

# The Household Registration System and the Control of Individuals during the Qin and Han Periods: On the Legal Domicile

by

LIU Hsinning

It is said that the establishment of the household registration system in China provided the opportunity for the state to complete its control over individual. It was during the Qin-Han period that household registration system first attained maturity, and thus it is the most appropriate period for considering the original form of the system. This article employs newly discovered wooden record slips to explicate the control of individuals during the Qin-Han period chiefly using the concept of legal domicile found in the household registration system. First, I focus on the fact that the legal domicile constituted one's official identity. It can be surmised that this is linked to records preserved at the legal domicile. Individual information necessary to rule the populace was concentrated at the legal domicile, and if any government office knew a person's legal domicile, it would be possible to obtain the person's personal history by a single letter to the legal domicile. On the other hand, in order for an individual's entire record to be assembled in the legal domicile, special measures were implemented. For example, the results of a trial would have to be reported to the legal domicile of the person involved. In this way, wherever a person were to move, the events in his or her past could not be concealed, and they were completely in the grasp of the state. Next, I analyze the internal passport (伝) and clarify the role of the prefecture, district, and village. The district would investigate whether a passport applicant should be detained for questioning, whether he or she was a fugitive, or whether his or her taxes had been paid. The reason that the district was able to carry out the investigation was that the district compiled and managed various types of registers. However, the prefecture could look over registers in the prefecture and check the work of the district when necessary. On the other hand, the villages did not keep registers and used different measures to grasp the circumstances of people. Finally, I turn my attention to convicts who were banished from their legal domicile. The convict's official identity was associated with the place of conviction, not the

legal domicile, which indicates that a convict did not have a household registration. The objects of the compilation of household registrations were people residing in the villages, and because convicts were banished from the village, they also had to be erased from the household record. It can be surmised that the place of conviction instead became the location where an individual's records were kept. In short, the control of individuals during the period of the Qin-Han empire relied in great measure on registers and the communication system. Because various kinds of registers were compiled relentlessly, and a system of efficient communication was constructed, the control of individuals could be carried out across the far-flung empire.

## The System of Rule in the Regions of Hexi and Foreign Policy during the Period of Dou Rong

by

NOGUCHI Yu

Records on wooden slips from the period of the rule of Dou Rong 竇融 in Hexi, which have not been sufficiently studied, have been used to reconstruct the system of the Former Han Dynasty. This is a result of a failure to sufficiently study the unique character of the rule during the Dou Rong period. This article examines in three sections the system of rule in Hexi during the Dou Rong period as well as its structure and character.

In the first section, I emphasize the circumstances of the founding of the regime established by Dou Rong and the social circumstances in Hexi. I demonstrate the following two points in my examination. First, I show that the regime established by Dou Rong was a regime that emphasized military affairs based on the military system of the Former Han. Second, I show that the Hexi regions ruled by Dou Rong were saddled by two problems--that of population increase and that of economic turmoil.

In the second section, I place special attention to the re-organization of the military and administrative structure of the system of rule established by Dou Rong. As a result, I was able to demonstrate the following three points. First, I demonstrate that during the Dou Rong period the office of the chief commandant 都尉府, which had been a subordinate office under the office of